

第 2 回

食料・農業・農村政策審議会

生産分科会

平成 1 5 年 2 月 1 8 日

農 林 水 産 省

午前10時03分 開会

総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回食料・農業・農村政策審議会生産分科会を開催させていただきます。

私、生産局総務課長の宮崎と申します。分科会長が選出されるまでの間、司会進行を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

分科会資料一覧ということでお配りしておりますが、資料1、議事次第。資料2、委員の皆様方の名簿。資料3、関係法令集ということで、資料3(1)~(3)までございます。資料4、生産分科会の概要についてという1枚紙でございます。資料5、部会の設置について(案)ということで、縦書きのものがございます。それから、農業生産の動向についてということで、資料6の(1)(2)がございます。それから、最近の話題についてということで、資料7の(1)~(5)まででございます。

ご確認の上、抜けているもの等ございましたら、お申し出ください。

それでは、最初に、委員の皆様方を五十音順に紹介させていただきます。

甲斐委員でございます。

坂本委員でございます。

生源寺委員でございます。

豊田委員でございます。

それから、増田委員は若干遅れてお見えになるということでございます。

犬伏委員でございます。

今井委員でございます。

梅津委員でございます。

岡本委員でございます。

岸委員でございます。

木村委員でございます。

千葉委員でございます。

内藤委員でございます。

畑江委員でございます。

羽山委員でございます。

山家委員でございます。

吉田委員でございます。

以上の方々でございます。よろしくお願いたしたいと存じます。

なお、本日は、中村委員、松田委員、茂木委員とおられますけれども、所用によりご欠席という連絡をいただいております。

次に、本分科会の分科会長を選出していただく必要がございます。審議会令の第6条第3項の規定により、本分科会の分科会長の選出は、委員の互選により選任することとなっております。つきましては、会長の互選につきまして、ご推薦等ございましたら、よろしくお願いたしたいと存じます。甲斐委員。

甲斐委員 分科会の会長につきましては、日本農業について造詣の深い、東京大学の生源寺先生をお願いしてはいかがと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

総務課長 ただいまご推薦がございまして、異議なしという声もございましたけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

総務課長 それでは、生源寺委員に分科会長をお願いしたいと存じます。

生源寺先生、分科会長席をお願いいたします。

それでは、生源寺分科会長から、まずごあいさつをいただきたいと思います。

生源寺分科会長 ただいまご推薦をいただきました、東京大学の生源寺でございます。よろしくお願いたします。

委員の皆様方のご協力を得て、円滑かつ実りの多い分科会の運営を務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

総務課長 それでは、これから生源寺分科会長に議事をお進めいただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

生源寺分科会長 それでは、議事を進めてまいりたいと思いますが、まず、食料・農業・農村政策審議会令第6条第5項の規定によりますと、分科会長の職務を代理する者については、分科会長があらかじめ指名するということになっておりますので、私から指名をさせていただきたいと思います。

分科会長代理は、豊田先生にお願いたしたいと思います。よろしくお願いたします。

豊田委員 よろしくお願いたします。

生源寺分科会長 本日は、大島農林水産大臣にごあいさつをいただくということにして

おりましたけれども、国会対応等のためにご出席がかなわないということでございます。
かわりに、坂野審議官からごあいさつをちょうだいいたします。

坂野審議官 審議官の坂野でございます。

きょうは、先生方にはお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

大島農林水産大臣は、先週、WTOのモダリティーの一次案が出たということもあり、
また、本日、本会議、予算委員会等がありますので欠席ということで、大臣からあいさつ
を託されましたので、ご披露させていただきたいと思っております。

第2回食料・農業・農村政策審議会生産分科会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ
申し上げます。

初めに、委員の皆様におかれましては、委員就任をご快諾いただきますとともに、また、
本日はご多用中のところご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

我が国農業・農村は、人の命を支える食料の供給という使命を担い、農地等を通じた資源
の循環、環境との共生を実現する重要な役割を果たしております。私は、このいのち・
循環・共生の基本的な枠組みづくりを国の責務として受けとめ、生産、加工、流通、消費
を一体的にとらえた食料のあり方、多面的機能を十分に発揮できる農業・農村のあり方を
常に意識し、また、食の国際化の中で、国民の食料を確保していくための中長期的な戦略
を持って、事に当たってまいり決意であります。

本生産分科会は、食料・農業・農村政策審議会のもと、農業の生産の振興に関する施策
を幅広く審議いただくものであります。委員の皆様方には、これから2年間、委員を務め
ていただくわけではありますが、この2年間は、食の安全と安心の確保を初めとした、今後
の日本の農業の姿を左右する非常に重要な時期と重なっております。各種基本方針の策定、
農畜産物価格の決定等を行うに当たって、国民の代表とも言える皆様のご意見を真摯に受
けとめ、21世紀のしっかりとした農業・農村の姿をつくるため、全力を尽くしていくこと
を申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

平成15年2月18日、農林水産大臣、大島理森。代読。

ありがとうございました。

本日はよろしく願いいたします。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、事務方のご紹介をお願いいたします。

総務課長 それでは、事務局の紹介を申し上げます。

今ごあいさつ申し上げた坂野審議官でございます。

それから、畜産部長はちょっと遅れて参る予定でございます。

総務課長の宮崎でございます。

こちらの方から、農産振興課長でございます。

種苗課長でございます。

生産資材課長でございます。

畜産企画課長でございます。

衛生課長でございます。

そのほか、担当官も各課、こちらに来ております。

以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

続きまして、審議会の運営につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。

この場合は分科会の運営についてということだと思っております。

総務課長 運営につきましてでございますが、お手元の資料3(3)でございますけれども、生産分科会の議事につきましては、本審議会において決定されました食料・農業・農村政策審議会議事規則がございますけれども、第3条第2項でございます。2枚目でございますけれども、会議は原則として公開ということでございます。ただ、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しく支障を及ぼすおそれがある場合などにおきましては、分科会長によりまして非公開とすることができる。この会長と書いてありますのは、分科会長と読み替えるわけでございますけれども、ということとなっております。

それから、4条にございますように、議事録は、一般の閲覧に供するということでございます。ただ、会議の運営に著しい支障があると認められる場合におきましては、分科会長が、議事要旨を一般の閲覧に供するものとするという定めがございます。

以上でございます。

生源寺分科会長 ありがとうございました。

ということでございますので、改めてご承知おきいただきたいと思います。

続きまして、本日は、委員の改選後初の会合ということで、初めての委員、あるいは臨時委員の方もいらっしゃいますので、本分科会の審議事項等について、これも事務局の方からご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

総務課長 審議事項でございますが、資料4、資料5でございます。

資料4でございますけれども、生産分科会は、食料・農業・農村政策審議会の中の生産部門のものを分掌するというところでございます。

審議事項は広範にわたるわけでございますけれども、分野といたしましては、果樹にかかわる事項、甘味資源の生産振興にかかわる事項、畜産の生産振興にかかわる事項、畜産物の価格等にかかわる事項の、大きく分けると四つの分野が、法律等によりまして、生産分科会の仕事として位置づけられているところでございます。

従来から、大きく四つのまとまりのある分野につきましては、部会を設置してご議論いただくということで考えております。

前回の分科会におきましては、実際、具体的には果樹部会と畜産物価格等部会、これにつきまして部会を設置していただいたわけでございますけれども、この2年のうちには、甘味資源の関係、畜産の関係もでございますので、今回、甘味資源部会、畜産企画部会、この二つは新しく設置していただきたいと考えております。

具体的には、例えば、今度新しく置いていただきたいと思っております甘味資源部会におきましては、国内産糖の合理化目標価格、畜産企画部会におきましては、酪農及び肉用牛の生産の近代化基本方針、家畜改良の基本方針。これらはいずれも5年に1回決めるものでございまして、ちょうどこの2年の間に新しくご審議いただくようなことが想定されておりますので、従来の果樹部会と畜産物価格等部会に加えまして、甘味資源部会、畜産企画部会の設置をお願いしたいと考えております。

なお、それぞれ部会の議決が、原則として分科会の議決とみなされる。さらに、審議会の議決とみなされるということにつきましては、従来と変わりはありません。

以上でございます。

生源寺分科会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、生産分科会のもとに新たに二つ、部会を設けることについてご提案がございました。この点について、これでよろしゅうございましょうか。

特にご異論がないようでございますので、資料5の「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について」につきましては、当分科会の決定事項とさせていただきたいと思っております。

次に、事務局から資料を提出していただいております、農業生産の振興に関する施策についてご説明をいただき、その後、若干の質疑の時間を設けたいと考えております。

なお、本日はおおむね11時半をめぐりに会議を終了したいと考えておりますので、よろし

くご協力のほどお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは、資料のご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料6で、「農産物の生産をめぐる現状と施策」「畜産をめぐる現状と施策」につきましては、最近の動き等について用意させていただきましたけれども、時間の都合上、説明は省略させていただきたいと思います。後ほど、お目通しをいただければと思います。

限られた時間でございますので、ご説明は、農業生産、畜産をめぐる最近の話題、あるいは情勢報告につきまして、順次、資料に沿ってご説明申し上げたいと存じます。

それぞれの担当課長の方からご説明申し上げます。

畜産企画課長 畜産企画課の方から、最近の話題のトップを切りまして、BSE対策についてご説明したいと思います。

資料は、資料7(1)「BSE対策の推進状況」。

一昨年の9月、我が国で初めてBSEが発生いたしまして、その後、単なる疾病対策以上のいろいろな生産対策の面、あるいは経営対策の面、さらには、食の安全をめぐる大きな議論、さまざまな角度で各種の対策が推進されてきております。

お手元の方に、数枚でまとめてございます。若干項目別に追って説明させていただきたいと思います。

まず、1番目の方に、発生状況をまとめてございます。

ここに(7)までありますように、一昨年の9月10日以降、7例のBSEの発生が確認されております。いずれもホルスタイン種の経産牛ということでございます。

なお、そこに千葉県白井市とか北海道猿払村と書いてありますが、これは出荷元の農家の所在地であります。

それから、括弧して導入元というのがありまして、これは出生地。出生地と出荷元が異なる場合、括弧書きにして、そういう2段の書き方をさせていただいております。

特に、15年になりまして1月20日、1月23日と立て続けに2例の発生が確認されております。

なお、その下にちょっと細かい字で書いてありますが、このほか、15年2月5日に云々というのがあります。2月5日に、スクリーニング検査で陽性牛というものが確認されておりますが、これにつきましては専門家会議で、その後の精密検査等々につきまして慎重な判断をいただきましたが、BSE陰性と判断するに至らなかったということで、取り扱

いについては保留扱いになってございます。厚生労働省の方では、引き続き検査を継続するという扱いになっている、これが1件ございます。

こういった一昨年(13年)9月以降、7例発生しているわけですが、この間、私どもの対策としては、次の2～5まで各種の対策を講じまして、とりあえず緊急的な面では、かなり対応できたかなと思っております。

まず、2.安全・安心の確保に向けた取組でございます。

これは、(1)にありますように、13年10月18日から、と畜場におきます、いわゆる全頭検査。安全が確認されたものしか市場には出さないという体制をとったわけでございます。そこに書いてありますように、いわゆる危険部位、特定部位につきましては、きちんと焼却するという、こういったものをと畜場できちんと体制をとったというのが第1点でございます。

それから、2ページにございますように、BSEの感染経路の遮断というふうに書いてございますが、肉骨粉等のえさ、あるいは肥料につきまして、製造・出荷等について全面停止いたしました。その後、科学的な見地から、一部チキンミール等につきましては解除してございますけれども、基本的には、まず遮断するという前提で全体的な対策をとったわけでございます。

こういった(1)(2)にわたります安心・安全に向けて、緊急的な全体的な対策を講じた上で、3番目にあります、BSE関連対策として各種の対策を講じております。

冒頭に書いてございますけれども、13年度9月以降、BSE関連対策として、2ページ下の方に幾つか項目が書いてございますが、いわゆる流通面、安全面、農家の経営、あるいは関連事業者の経営対策、あるいは肉骨粉等の副産物の処理、そういった広範な対策につきまして、13年度の9月以降、まず、13年度につきましては、予算額で1,993億円、実績で1,500億円弱の予算を使っております。14年度、今現在継続中でございますけれども、予算額として2,000億円を計上し、今年度におきまして対策を講じているところでございます。

その下の方に、主要な項目として何点か書いてあります。今申し上げましたように、幅広い対策をやっておりますが、一つは、BSEの浄化対策として、農場段階でのサーベイランス等の実施、あるいは後で法案の説明があらうかと思っておりますが、トレーサビリティシステムの確立のために、例えば450万頭、我が国に牛がおりますが、これに耳標をつけて、生産段階におきます各種データについて、データベースを整備するというような基

盤づくりをしております。

2点目は、BSEの発生に伴いまして、BSEの知識について正確で適切な情報提供という観点で、知識の普及、安全性のPR、そういった活動を展開してございます。

(3)は、食肉の流通体制の整備でございますが、全頭検査等に対応いたしました新しい検査体制に対応いたしまして、食肉センター等の食肉処理体制の整備を行うというのが1点でございます。

それから、(3)の、に、BSE検査開始前の国産牛肉の市場隔離、その焼却処分というものがあります。全頭検査前の肉、安全であるという前提であったわけでありまして、国民の方々、消費者の方々のいろいろな不安、これを完全に払拭するという観点に立ちまして、国産牛肉の市場隔離、さらには、隔離した牛肉の焼却処分という策をとったわけでございます。

この過程につきましては、後ほど触れますけれども、いろいろ偽装の問題等がございまして、現在、全般的な点検を行っているという最中でございます。

(4)の方は、農家経営あるいは関連事業者の方々の経営安定という問題でございます。BSEが発生いたしまして、急激に牛肉の流通、ないしは価格の暴落ということがございまして、流通面あるいは価格面に大変な混乱を起こしました。

この件に関しまして、そこに書いてありますように、農家の経営対策、あるいは食肉販売事業者の方々等に対する緊急融資等の受け入れ対策、こういったものを講じて、農家への、あるいは関連事業者の方々への致命的な打撃を回避する策をとったわけでございます。

(4)のの5番目で、BSE発生農家等への支援ということがございまして、先ほど7頭の発生が確認されていると申し上げましたが、BSE発生農家の先ほどの1ページ目の1番目を見ていただきますとわかると思うんですが、例えば、(2)猿払村の場合ですと、82頭飼育している酪農家でございます。BSEの発生に伴いまして、疑似患畜62頭が発生いたしまして、約8割の部分が疑似患畜という形で焼却処分されるということになります。ですから、経営は、大変致命的なダメージを受けるわけでございます。こういった発生農家におきまして、経営再建に向けて、互助システム等に対して助成措置をとるという形で、経営再建を支援するという対策もとってございます。

昨年末に発生いたしました五つの事例、(5)までであります。いずれの農家におきましても、こういった互助システムを活用しながら経営を再建するというところで取り組んでいただいておりますし、今年発生した農家につきましても、今、現地でいろいろ確認をし

てございますが、継続の意向ということですので、こういったシステムで支援してまいりたいと考えております。

3 ページにまいります。

畜産副産物等の適正処理の推進ということで、肉骨粉の処理が大きな課題になっております。そして、BSEがヨーロッパの事例でも、肉骨粉を通じて経口感染するというようなこと言われております。我が国におきましても、後で触れますように、感染の問題、また特定の問題がありますが、まず、先ほど、そういった危険となった肉骨粉等を遮断すると申し上げましたが、そういった流通遮断された肉骨粉につきまして焼却処理を行うということで、今、一般の焼却施設とセメント工場のご協力を得まして焼却を進めておるところでございます。毎日毎日発生する部分と、その時点でストックになった部分と両方あるものですから、まだストックの部分も残っておりまして、毎日の発生分プラスストック分を、なるべくことしの夏ぐらいまでにはストック分を解消したいと思っておりますが、全国でセメント工場にも大変ご協力いただいております、焼却を進めておるといふ状況でございます。

以上、主として、発生のごございました緊急的な経営対策も含め、またBSE関連施策の項目でございます。

そういった中におきまして、BSEの関係で、3ページの真ん中辺に書いてございますが、4. 感染経路の問題、これが大きな課題になっております。

ヨーロッパにおきましても、例えばイギリスにおきましても、個別の具体的な追試可能なといえますか、再現可能な原因の特定ということはなかなか困難であったというのは承知しておりますが、私ども国内におきまして、調査のポイント、農家段階でのえさの状況、こういった川下からの状況調査。それから、輸入肉骨粉等、川上からの調査。こういった観点に立ちまして、いろいろなデータを、発生農家等に立ち入りまして、いろいろなえさの状況等も調べまして、川下からの状況調査、あるいはヨーロッパからの肉骨粉等のデータにつきまして、さかのぼって川上から調査する、そういった観点で調査を行っております。

(2)の方に、現時点における調査の概要という部分をまとめてございます。

今3点に、これまでの調査結果、絞られているという状況でございますが、一つは、98年6月以前にイタリアから日本へ輸出された肉骨粉、これは加熱処理が不十分であった可能性を否定できないこと。二つ目は、関係する配合飼料工場の一部に、牛用えさへの肉骨

粉の混入の可能性を否定できない工場があること。3点目が、7例に共通して給与されていた飼料に、同一の工場で生産された代用乳がありまして、その原料としてオランダ産の動物性油脂が使用されていたこと等が明らかになっております。

こういった点につきまして、(3)にありますように、BSEに関する技術検討会のもとに疫学の専門家の方々に集まっていただきまして、疫学検討チームを設置いたしました。こういった可能性が排除できない事項につきまして、疫学的な見地から可能性の評価・分析をお願いしてございます。

先ほど流通あるいは価格、消費、そういった部分で大変な困難を引き起こしましたけれども、3ページの一番下、5点目に書いてございますように、おかげさまで牛肉の卸売価格につきましては、そこにありますように一時は400円を切るような値段になったわけがありますが、安定上位価格1,100円を上回るような水準に、昨年8月以降戻っております。ことしの1月、若干1,000円台になっておりますが、2月になりまして、また1,100円台に回復しております、おおむね价格的には水準に戻ったかなと考えております。

また、牛肉の消費量(家計消費量)につきまして、統計で見ますと大分回復しておりますが、BSE以前に比べると8~9割程度ということで、完全には回復していないのかなという状況でございます。

おかげさまで大分流通面、あるいは価格面では回復いたしまして、例えば、4例目以降、発生が確認されていた後でも、市場あるいは取引等について、あるいは大手スーパーに聞かしても、流通の現場におきまして、大きな混乱がなく流通が行われているという状況になってございます。報道機関の方々、あるいは関係者の方々の冷静な判断につきましては、本当に改めてお礼申し上げたいと思います。

それから、4ページ以下、若干制度の問題と今後の課題を整理してございます。

13年9月にBSEが発生しまして、その後、緊急対策、その他対策をとったわけでありまして、4ページの6番目にありますように、牛海綿状脳症対策特別措置法というものが平成14年7月に施行されてございます。もともと疾病対策としては家伝法、あるいは一応健康に絡む問題として屠畜場の関係があるわけでありまして、BSEというのはこれまでの疾病と違いまして、広範な影響を受けております。そういったBSEの発生予防、蔓延防止のための特別措置という観点に立ちまして制度はつくられております。

基本的には、(2)の にありますように、農林水産省、厚生労働省が協力いたしまして、連携のもとで、発生等が確認された場合の構すべき措置について基本計画という形で、き

ちんとした基本マニュアルを整備するということが1点でございます。

それで、その中には、国の段階のみならず都道府県、あるいは地方公共団体、あるいは独立行政法人等関係機関の連携強化、あるいは屠畜場における体制の整備、肉骨粉の取り扱い、生産者あるいは関連事業者に対する措置等について、基本的な事項は定められておりますが、特に課題になっておりますのは、死亡牛の検査ということでございます。

(2)の に書いてございますが、これはもともと屠畜場に行かない、生産段階で死亡して、そのまま処理されてしまう部分でありますから、これにつきましても、BSEの感染状況等について十分把握するために、死亡牛についても検査を15年度から実施するということがこの法律で決まっております。そのための準備を今進めておるとい段階でございます。

4ページの下の方でございますが、先ほど申しましたように、BSEの問題は、単なる家畜の疾病対策以上に、流通、価格、消費、さらには食品の安全に関する問題を指摘したということでございます。

昨年4月に、BSE問題に関する調査検討委員会の報告が出ておりますが、7.(1)に書いてございますように、こういった食品の安全に関するリスクの評価管理体制につきまして提言が行われておりまして、食品安全委員会の設置あるいは食品安全基本法といったものが進められております。今通常国会に法案が提出されたところでございます。

これに対しまして、(2)(3)にありますように、農林水産省の中におきましても、いわゆる産業振興部門からリスク管理部門を分離して強化する。本省段階、地方段階を通じて、こういった組織整備につきまして、現在、農林省の組織法の改正につきまして、国会の方に審議をお願いしている段階でございます。

さらに、(3)にありますように、食品安全関連法案として、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案を中心として、関係5法の改正につきまして、先般、国会に法案を提出したという段階でございます。

5ページにまいります。

先ほど、国産牛肉の市場隔離、焼却処分の話を申し上げましたが、8.(1)の方にまとめてございますが、ちょうど1年前、昨年の今ごろかと思いますが、雪印食品における偽装、それに引き続きまして日本食品あるいは日本フードといったところで偽装問題が発覚しております。先ほど申し上げましたように、こういった点につきまして、私ども全般的な点検作業を今行っているところでございます。

また、それとともに、(2)にありますように、関係企業における再発防止対策、あるいは刑事告発等の厳正な対処ということを行ってきたところでもあります。

また、(1)(2)のような市場隔離、焼却処分の部分のみならず、一般の流通におきましても、(3)にありますような食品の不正表示の問題が相次ぎまして、JAS法の改正が行われ、罰則の強化等の措置がとられております。これもBSEに端を発した一般の食品の安全・安心をめぐる問題の一側面ということで整理をさせていただきます。

最後になりますが、今後の課題ということで、4点ほどございます。先ほど申し上げましたBSE特措法に基づきまして、私ども感染源・感染経路の究明という点。それから、死亡牛の全頭検査を行うための体制整備。飼料の安全対策の強化。牛肉トレーサビリティシステムの確立というような点が主要な課題として、さらに中長期的な観点に立って、きちんとした安全・安心、消費者の方々のこれを確たるものにするような対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、BSE対策の推進状況について説明させていただきました。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは引き続き、生産資材課長、お願いします。

生産資材課長 生産資材課長でございます。ご説明させていただきます。

資料7(2) 無登録農薬問題の経過及び対応ということでございます。

ご承知のとおり、昨年夏に無登録農薬の大きな問題が発生をいたしました。

まず最初に、無登録農薬ということにつきまして若干ご説明をさせていただきます。農薬は、登録されたものでないと販売してはいけないということになっています。登録は、農林水産大臣が受け付けまして認めるということになりますけれども、その審査の基準につきましては、環境大臣が基準をつくって、それに合致するかどうかというのを農林水産大臣の方で審査をするという仕組みでございます。それから、登録の期間は3カ年。3カ年を過ぎますと、それぞれの時点で、場合によっては、新しい科学的知見も加わる可能性がございますので、そういうものについて、さらに新しいデータをお願いいたしまして、再度チェックをして登録を受け付ける、そういう仕組みというのが農薬の仕組みでございます。

ところが、無登録農薬ということでございますので、この国の審査を全く受けていないというものでございます。今回問題になりましたのは、いずれも海外から輸入されたといえますか、持ち込まれたものでございます。一番大きな問題になりましたダイホルタン、

プリクトランというものでございますけれども、ダイホルタンは殺菌剤でございます。国内でもかつては使われておりました。平成元年までは農薬の登録があったものでございますけれども、メーカーは経済上の理由でこれを登録をしないということに決めております。それからプリクトラン、これも昭和62年まで登録があったものです。同じような理由で製造はやめております。

ところが、この二つにつきまして、厚生労働省がその後、平成8年あるいは平成6年あたりに再度安全性を見直した際に、一つは、発がん性の問題が懸念された。もう一つは、催奇形性の問題が懸念されたというようなことから、これはいずれも軽視されてはならないという物質だ、農薬だということに指定されたということでございます。

こういう農薬、当然海外で生産され、日本に持ち込まれているということですから、日本の審査を受けていない無登録の農薬でございます。それが山形県内の2業者で販売をしているということが発覚されまして、逮捕されました。これは、山形県警によるものでございます。

ここを調査いたしましたら、8月9日と書いてございますけれども、販売元が東京都の業者であるということが発覚をいたしました。したがって、この業者が全国各地に販売をしていたということが判明いたしました。そのルートをたどりまして、いろいろ立入検査をいたしまして、販売農家あるいは購入農家の立入検査を行いました。これまで44都道府県で270の業者が約4,000戸の農家に、種類といたしましては10種類の無登録農薬を販売したということがわかっております。

もう一つつけ加えさせていただきますと、登録されている農薬というのは、当然のことながら、農家の皆さんはよくご存じなんですけれども、どういう農薬であり、どういう成分があり、どういう作物に必要があり、どういうふうな使用方法をしなければならない、すべて書かれております。法に基づいてそういうことを記入することになっております。ところが、今回発覚したものは、全くラベル、そういう包装がない。包装自身も余り立派なものではないということで、一見して違法のものであるというようなことであったようであります。

これだけ4,000戸の農家というのが判明したというのも、どうも業者をたどっていきますと、顧客と強い結びつきがあって、この人たちにこの農薬を売るといような実態があったようであります。非常にそういう付き合いのもとに、こっそり売られていたという、そのような経緯があったということでございます。

農林水産省といたしまして、この問題は非常に重要な問題というふうに受けとめまして、7月30日に全県にこの問題の情報を提供いたしました。

さらに、にございますけれども、東京都の業者がいろいろな都府県に販売をしているという情報につきましても提供いたしまして、早急に立ち入りをするというようなことを指導いたしました。

に書いてございますけれども、当然のことながら、発覚いたしました無登録農薬につきましては、封緘等の措置を講じまして、移動しないような措置を講じましたし、また、一番大切なことは、安全上の観点から、こういう農薬が使用された農産物につきましては、衛生部局と連携をいたしまして、安全性の確保、つまり出荷の自粛、あるいは残留農薬分析をしっかりとやるというような措置を講じて、消費者の口に安全なものしか入らないように、こういう農薬が使用されたものは廃棄あるいは出荷自粛をするという措置を講じました。これは主に果樹及び野菜が多く使われておりましたけれども、出荷額ベースで16億円というような数字になっております。

加えまして、対策本部を8月30日に設置をいたしました。副大臣を本部長といたしました。そこで、第1点は、この問題を全国的に調査しなければならないということで、農薬の販売業者は全国で4万、営業所数で7万ありますけれども、すべての業者に調査をいたしました。これは法的な根拠に基づく調査で、虚偽の申告をすると罰則というものでございます。

それから、一部には農協系統もこういう農薬の販売に関与しておりましたことがわかりましたものですから、農協系統に関しても総点検をお願いいたしました。

もう一つ、こういう不法な農薬が入ってくるルートといたしまして、個人の輸入代行業者というものの存在が明らかになりましたので、こういうものにつきましても立入検査を実施いたしました。

それと、判明いたしました業者につきましては、早急な処分ということで、11月29日に処分をしたところでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

今回のこの問題の経緯をかながみまして、我々としても反省すべき点が多々ございます。一つは、実行上の面で、例えば山形県の例を出して大変恐縮なんでしょうけれども、山形県は、衛生部局の方ではダイホルタン、プリクトランがある作物から検出されたという情報を持っていながら、農林部局に伝達するのが遅れたというような事態もあったよう

でございます。それから、県から私ども農林水産省に情報の提供というのが確実になされなかったという問題もございます。これはゆゆしき問題だということで、要するに、農林部局と衛生部局、かつ県内での連携、それと国と県との連携、こういうもののシステムを構築するというので、早急に取り組んだ次第でございます。

それと、当然のことながら、こういう今までの制度ではこういう問題が取り締まれないということがわかりましたものですから、早急に農薬取締法の改正作業を行うということをごこの段階で決めたということでございます。

(3)にございますけれども、同時に情報提供いたしまして、無登録農薬に関するもろもろの情報、あるいは今回使われました無登録農薬のプロフィールにつきまして、農林水産省のホームページに掲載をいたしました。これは、私どももかねがね農薬の情報は、さらにもっと提供すべきだということを考えておりますので、この後も、農薬情報全般につきまして拡充して提供するように、現在努めているところでございます。

3に書いてありますのは、農薬取締法の改正ということでございますので、さきの臨時国会におきまして、無登録農薬の輸入というのが非常に大きな問題でありましたので、水際監視体制の強化、それから無登録農薬の使用の法的な禁止、使用の禁止でございます。それと、違法販売の抑止のための罰則の強化、こういうものを内容に改正が行われました。

さらに、無登録農薬の回収命令、あるいは食品衛生法との整合性の確保につきましても、さらに措置する必要があるということで、先ほどお話がありましたように、その中の法律の一環といたしまして、今国会に提出をいたしているところでございます。この内容につきましては、もう少し後のページで若干細かくご説明をさせていただきます。

次のページは、数的なものを示してございます。

最初の は、立入検査によりまして判明いたしました販売・購入の状況。既に数字はご説明したとおりでございます。

次の は、こういう業者に対しまして、行政処分を行いました内容でございます。各県では、悪質なものにつきましては逮捕いたしております。23業者、33名が逮捕されておるということでございます。

判明した無登録農薬の一覧ということで、10種類掲げております。中には、過去に我が国で使われておった、登録があった農薬もでございます。現在も登録がある農薬もでございます。しかし、これらはすべて今回の無登録農薬というのは、違反品というのは、すべて海外から輸入されて、安全性が全く保証されていない。主にアジアルートで入ってきたとい

うようなことが確認されておりますけれども、安全性が定かではない、我が国の機関で確認されていないものであったということでございます。

次のページをお開けいただきたいと思えます。

農薬にかかる規制の見直しについてということでございます。先ほど少し申し上げましたが、臨時国会において措置した内容が左の方に二重の枠で書いてございます。これまでの農薬の取り締まりの考え方というのは、販売の禁止をするということで、そういう危険な農薬は取り締まれるという考え方に立っております。さらに、この農産物が市場に出回った際には、食品衛生法に基づきまして、残留農薬基準を超えたものにつきましては流通が禁止されます。この二つのツールを使って、これを排除しようということで考えておったという仕組みであったわけなんですけれども、今回の問題は、まさに輸入の問題が一つ大きな問題であります。したがって、無登録農薬の製造も含めまして輸入の禁止というのを明確に措置をしたところでございます。

それと、輸入代行業者というのがございましたけれども、これはなかなか取り締まりが難しいんですけれども、こういうものは広告を媒体として生産者に仲介をするということを行っております。したがって、広告の罰則を伴います禁止措置を講ずることによって、水際での問題を防ぐということが、まず第1点でございます。

次に大きな改正は、下に方になります。使用の段階につきましては、それまでの法律は、一部、使用の罰則の規定はございましたけれども、ほとんどのものにつきましては、特に使用者に対する罰則というのはございませんでした。そこで、今回新たに無登録農薬を使用した場合につきましては、罰則を伴う使用禁止措置を講じる。

それともう一つ、次に書いてございますけれども、じゃ、登録されている農薬だったら、幾ら使ってもいいのか。これもまた問題でございます。したがって、農薬の使用基準というのを、これは既に各農薬に、先ほど申しましたラベルに、どういうふうに使いなさいということが書かれておるわけなんですけれども、それを守っていただくという、大まかに言いますとそういうことなわけでございますが、そういう遵守の義務化というのを新たに設けたということでございます。

これが、臨時国会におきまして措置いたしました大きな内容でございます。

それからもう一つは、今後新たに措置しようとする内容で、右の方に少し四角の二重枠で囲んでおります。緊急時における対応措置ということで、こういう無登録農薬、あるいはその安全性に問題のある農薬が出回っております場合には、強制的な回収命令をかける

ということを新たに措置をしたいと考えています。

もう一つ、一番下の欄をご覧いただきたいと思いますが、残留農薬基準と食用として登録されている農薬の数ということで 180、350という数字が書いてございます。残留農薬基準は、食品衛生法に基づきまして決められておるものでございまして、この基準を超えたものにつきましては流通は禁止されますし、罰則措置がとられております。しかしながら、この決められた 180と、実際に登録された農薬の数の 350というものの間に 170のギャップがあるということでございます。これは非常に消費者にとってわかりづらい制度であろうかということで、かねがね言われております。したがって、今回の法改正をもちまして、このギャップを埋めていくといいますが、1対1の対応とするというような措置を食品衛生法ともどもやっていこうと考えているところでございます。

最後に、次のページをご覧いただきたいと思います。

特定農薬についてということで、あえて掲載させていただきました。若干、最近、アイガモは農薬かとかという新聞記事もありまして、これは誤解なんではございますけれども、そんなようなこともございまして、この問題につきましてご紹介をさせていただきたいと思っております。

根拠は、法律で大変申しわけありません、農薬取締法が改正されました第2条でございます。製造者、輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造もしくは加工し、輸入してはならない。まさに今回、こういう問題に直面をいたしまして、基本的に、農薬というのは農林水産大臣の登録を受けなければならないというような措置をしたわけでありまして。しかしながら、これはこういうことでありますと、従来、慣行的な農法で農薬として使用されたものまで登録をしなければならないというのは、これは余りにも過剰規制ではあるまいかということで、原材料に照らしまして、人畜に害を及ぼすことがないことが明らかなものについては、農林水産大臣、厚生大臣が指定する農薬、これは法律では特定農薬というふうにしておりますけれども、これについてはその限りではないという、そういうようなことで措置を講じたわけでありまして。

これを決めた際には、一番下の第16条というところで、農業資材審議会というのがございますけれども、ここでご議論をいただくということになります。

検討スケジュールが書いてございますけれども、計4回の議論が行われました。こういう問題ですから、環境省の委員会と合同でも検討を行ったということでございます。

次のページが結論ですけれども、現在、この結論の内容につきましてパブリックコメン

トをかけておりました、法施行が3月10日でございますけれども、それにあわせて告示の形で通知をするということを考えているところでございます。

一番上の箱をご覧いただきたいんですけども、実は、こういうものとして、どのようなものがあるでしょうかということを県を通じまして、あるいはホームページを通じまして、一般から情報という形でいただいたわけでございます。2,900ございまして、情報を整理すると740ございます。実は、その中にアイガモというようなものもありまして、要するに、こういう情報が寄せられましたということをご紹介したら、マスコミの方が、アイガモは農薬だというような表現の記事になったということで、ちょっと誤解があったわけではございます。

ともかく、先ほどのようなもので、どのようなものが該当するのかということをご審議いただいたわけでございます。まずは、その前提としまして、先ほどの話ではございませんけれども、農薬としては考えられないものというのは左の方の箱で、まずは除外をいたします。例えば、熱湯処理というような物理的なものは農薬ということではいい。アイガモは天敵ではなくて雑食性のものでありますから、天敵とは言えません。農薬の定義というのは、その下にありますけれども、病虫害の防除に用いる薬剤であったり、植物成長調整に用いる薬剤であったり、そして天敵というのが含まれるということでございます。

結果的に、一番右の欄に、特定防除資材（仮称）と書いてありますが、特定農薬というのは、法律上の用語なんですけれども、有機農業をやっておられる方の目から見れば、非常にいろいろ過去から努力をしながら、いろいろな工夫をして、安全なものを使っておるというようなことで、これを農薬というような言い方をされるというのは、甚だ実態とは合わないのではないかというご意見もあります。委員の中からもそういうご意見がありまして、通称という形で、例えば特定防除資材というような言い方をしてはどうだろうか、そういうようなことで議論がなされたわけですけども、結論的に、いろいろな740の中から、確実に農薬の効果が明らかであり、安全性が明確であるものという意味で、重曹、これは殺菌剤でございます。食酢、これも殺菌剤でございます。主にうどんこ病なんかには効くものようです。それから天敵。ただし、天敵もいろいろ外来の天敵というのは困りますから、その周辺で採取される天敵、これはとりあえず、まず第一弾の特定防除資材、特定農薬の候補としてはどうだろうか。

それ以外のものが真ん中の四角に書いてございます。いろいろなものが出てまいりました。食品関係由来のもの、植物抽出液由来のもの、その他のもの、いろいろ出てまいりま

したけれども、委員の先生方のご議論では、今の段階でにわかに農薬の効果が本当にあるのかどうなのかというのは明確にできないということで、判断はこの段階では保留をすることをごさいました。したがって、今後、これにつきましては優先度を付しまして、評価の基準というのもつくった上で、この問題につきましてさらに検討を深めていきたいというふうに思っております。

なお、使用者が自己責任で真ん中の箱に書かれておりますようなものを使用することにつきましては、特に問題がないだろう。ただし、これが農薬効果があるというような形で販売をするということについては、従来の法律からそうなんですけれども、それは引き続き取り締まっていくというふうにしてはどうだろうかというのが現時点での結論ということをごさいます。

私の方からは以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、総務課長の方からよろしく願いいたします。

総務課長 それでは、私の方から、資料7(3)(4)(5)でございますけれども、平成15年度に向けまして、法律あるいは予算、組織関係につきまして概略ご説明申し上げたいと思います。

まず、資料7(3)でございますけれども、頭に大きなA3の紙がついておりますが、今回、法律をたくさん出してあります。全体の流れといいますか、組織にも関係ございませけれども、全体はどんなことを今考えているかということをご説明させていただきたいと思ひます。

先ほど話がございませけれども、BSEあるいは食品偽装問題、いろいろございませけれども、そういったことを踏まえまして、食品の安全について、組織的あるいは制度的にもきちんとしていこうということで、全体の見直しが行われております。

一番大元でございますけれども、食品安全基本法というものが今国会に提出されておひまして、これは内閣でやっておりますが、それに基づいて、各省のそれぞれの施策をもう一回体系づけていこうということでございます。

まず、食品安全基本法に何が書いてあるかということでございますが、大きく分けると三つございまして、一つは、基本的な理念ということでございます。国民の健康の保護が重要であるという基本認識。それから、食品供給の一連の生産・流通、各工程における安全性の確保。最新の科学的知見、あるいは国際的動向に十分配慮して適切に対応する、そ

ういったことを基本理念として書く。

それから下の方に行きまして、食品関連事業者の責務と書いてございますが、農家も含めまして、食品を供給する方々にとっては、安全性を確保するための第一義的な責任がある、そういった責務を規定している。ただ、これは関連事業者だけではございませんで、当然、国の責務なり都道府県の責務、こういったものもあわせて規定される予定でございます。

もう一つは、食品安全委員会というものを置くと、これは内閣に置くということでございますけれども、そういった規定がございます。これにつきましては、従来、いろいろな食品のリスク、あるいは農薬資材も含めましてどんなリスクがあるか、それはどれくらい危険なのか、こういったものをそれぞれの担当省が自分たちで専門家の意見を聞きながら評価し、それを管理していくということだったんですが、評価部門と管理部門を分けるということがございます。これからは食品安全委員会の方でいろいろなリスクについて評価をし、それについて関係各省、具体的には農林水産省なり厚生労働省なり環境省になると思いますけれども、そういったところに、こういった施策を打つべきではないかとか、そういった勧告をするという形になります。

そのほか、適正にリスク管理が行われているかということについてのチェック、一般国民の方々に対するリスクコミュニケーション全体のマネジメント、こういったものを食品安全委員会がやるということがございます。

具体的には、委員会は7名の専門家からなる予定でございます。そのほか、それぞれ種々の分野がございますので、専門委員という形で延べ200名程度の専門家の方々に専門委員となっただいて専門調査会を置く、そのほか、大体50名程度の事務局を置く、そういうことになっております。

具体的な例を申しますれば、例えば、今まで農薬の登録をする場合、農林水産省と環境省、それが厚生労働省の残留農薬基準等々を勘案しながら決めていたわけですがけれども、今後は食品安全委員会に諮問して答申を受けると、そういった形になろうかと思えます。これらを踏まえまして、組織の見直し、あるいは関係法令の見直しをしているわけでございます。

右上の一番上にございますけれども農林水産省、また後でご説明しますが、消費・安全局を新しくつくるということがございます。

それから、法律でございますが、左の下の方に書いてございます。法律の数でいいます

と、今回、農林省関係では7本でございますが、実際に形となっておりますのは4本を一つにしておりますので、現実には4本という形で出ておりますけれども、それだけの法律を出しております。

まず、左から五つにつきましては、同じ考え方でございまして、生産資材の安全性の確保、それから使用の適正化の徹底、こういった観点から。それから事故発生時における対応措置。回収命令等でございますけれども、それと厚生労働省との連携の強化、そういう観点から五つの法律を手直しするということでございます。

概略申し上げますと、左側の肥料取締法におきましては、従来から国民の健康の保護という観点はございませんでしたので、目的に追加いたしまして、それから具体的な措置といたしましては、従来、肥料につきましては、国民の健康に余り影響はないということでございますけれども、最近、一部汚泥関係を使った肥料ということが出てきております。こういったものに昨年末、カドミウムが含まれているということで若干問題になったことがございますけれども、そういった一部安全性に影響を及ぼすおそれがあるものにつきまして、農薬と同じように適正な使用基準をつくって、それを守っていただく。肥料全体ということではございませんけれども、そういった仕組みを導入するということでございます。そういったものにつきましては、現実の問題が起きた場合に、あるいは問題がある場合には、肥料の販売使用の禁止、あるいは回収命令をかけられるようにすると、そういった内容でございます。

それから、薬事法でございますけれども、これにつきましては、今まで業として輸入する、販売する、そういったものは禁止規定でございますけれども、個人が輸入したりすることにつきましては規定がございませんでしたので、これにつきましても、前回の農薬取締法改正と同じように、未承認のものについては、個人でも輸入したりしてはならないし、そもそも使用禁止を明確にする、そういった規定を入れるということでございます。

それから、残留等によりまして健康に影響があるおそれがあるという医薬品につきましては、使用基準をつくりまして、それを遵守していただくという規定がございましたけれども、これにつきましては、従来、動物専用の医薬品しか対象になっておりませんでした。ご案内のとおり、人畜共通の医薬品等もございますので、そういったものにつきましても使用基準をつくって遵守していただくということができるようにするという内容でございます。

農薬取締法は、先ほどご説明申し上げましたけれども、回収命令を創設するということ

でございます。

家畜伝染病につきましては、農家段階で衛生管理をきちんとしていただくということで、国の方で衛生管理基準を策定し、それを守っていただくというふうなことができるようにするというところでございます。それから、国、都道府県等で防疫マニュアルをつくるということも明記したいということでございます。

それから、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律でございますけれども、これにつきましても、健康に影響があると思われるものにつきましては、販売禁止はございましたけれども、輸入、製造、使用の禁止と、そういった規定を整備することとしております。

もう一つは、輸入する場合につきましては、業者としての届け出は現在でも必要でございますけれども、個々の輸入については届け出等は必要ございません。ただ、ご案内のとおり、飼料関係につきましては、かなり輸入しておりますので、海外で異常気象等によってカビ毒等が発生し、有害な飼料等が発生するおそれがある場合につきましては、個々の輸入について届け出を求めることができると、そういった規定を入れたいというふうに考えております。

飼料安全法につきましては、そのほか、公益法人の見直しにつきまして閣議決定が2年ほど前にされておまして、その関係の規定整備もあわせて行うこととしております。

以上が、生産資材関係でございます。

それから、牛肉のトレーサビリティ法でございます。これは、BSEが発生しましたときに、牛がどこから来たかといったことが手早く正確に追いかけるようにということで、全頭に10けた番号を振るということを予算措置としてやったわけでございますけれども、それは屠畜場で途絶えるということで、流通段階まで、あるいは消費段階までその情報が流れるようにすべきだというご指摘等ございましたので、そういったものを具体化するための法律でございます。具体的には、生産、流通、消費の各段階におきまして、10けた番号をそれぞれ、例えば販売する場合には、それをちゃんと伝える。それから受け入れ、販売した場合の記録をちゃんと保管しておいて、聞かれたときには答えられるような状態にさせていただく。それから、消費段階におきましては、適切にそういったものを表示していただく、そういった内容のことを義務づける法律でございます。

ただ、具体的な対象につきましては、細切れとかミンチとかいろいろなものがございますので、基本的には、そういったものは対象除外するというところで考えております。

H A C C P法は、食品製造業の製造過程をきちんとやっていただくということで、H A C C Pの手法を導入して、製造の衛生管理をきちんとやりたいという場合には、金融税制の支援措置がございますけれども、それが5年間の適用期限が来ますので、さらにそれを5年間延長するといった内容でございます。

その下に、それぞれの法律の、私が今口で申し上げましたことにつきまして、概要につきまして資料をおつけしておりますので、後でお目通しいただきたいと思います。

それからもう一つ、食品の安全とは直接関係ございませんけれども、一番後ろの束に、種苗法の一部を改正する法律案というのがついております。これは、種苗につきまして、新品種をつくった場合の育成者権の権利侵害というのが最近増えてきております。具体的な事例といたしましては、日本で品種登録した種苗を海外に持って行って作物を生産し、収穫物として日本に輸入するといった事例もかなり出てきております。現行種苗法で罰則がかかるのは、種苗段階での権利侵害だけでございましたけれども、今回、収穫物についての権利侵害を行ったものまで罰則の対象を拡大するということで、新品種の育成者権を守るということを強化したいと考えております。あわせて、罰金額の引上げということも盛り込んでいるところでございます。

資料7(4)でございますが、組織関係でございますけれども、今回、食糧庁が廃止になりまして、総合食料局の中の食糧部というところに組織をかえます。それで、新しく消費・安全局というものをつくるということでございます。これは、従来からリスク管理と生産振興を同じ部局でやっているといったことが、今回の問題の原因ではないかというようなご指摘もございましたので、そこはきちんと分けて、今後は業務をやっていくということでございます。

具体的には、私どもの生産局の植物防疫、生産資材、農薬とか肥料の担当でございます。それから衛生課、飼料担当部局の安全関係、それと、左側の現在の総合食糧局の消費者対策なり、あるいは表示関係をやっている部署が一体になりまして消費・安全局というふうな形で再編することとなっております。

これに対しまして、2枚目がついておりますけれども、地方局においても同じような観点で組織を見直すということになっております。

それから、予算関係でございますけれども、資料7(5)でございます。

生産局予算の重点事項ということでございますが、1点目が、「ブランド・ニッポン」農畜産物供給体制、これは生産振興体制の整備でございます。

従来から生産振興、私どもの所管でございますのでやっておりますが、今回目新しい点は、従来、当然私どももそれを念頭に置いてやっていたことでございますが、産地づくりをやる中で、消費者の意見といいますか、あるいは流通段階の意見を十分踏まえた産地づくり計画をつくっていただいて、それに基づいて活動するところに対して助成をやっていこうと、そこを明確にしたところでございます。

「ブランド・ニッポン」農畜産物供給体制の確立と書いてございます。この紙には書いてございませんが、そういった事業の大前提として、消費者ないしは流通業界の意見を踏まえた計画づくり、産地づくりをやっていただくと、自分たちはどの方向でやっていくかということを確認することを前提とした事業をやっていこうということでございます。

めくっていただきまして、2番目でございます。牛のトレーサビリティシステムの確立ということでございます。これは、先ほど申しました法律の裏打ちをします関係でございまして、システムの確立のための体制整備。具体的には、10けた番号で登録しますので、データベースの管理とか、あるいは流通段階までちゃんと情報がきちんと伝わっているか、表示が適正かということを確認するための予算。

それから、法律とは直接関係ございませんけれども、付加価値情報としまして、飼料給与等の、さらに高次の情報提供を私どもはやりたいという産地につきましても、助成事業という形でモデル的にやると、そういった予算を組んでおります。

それから、BSE関係では、死亡牛の関係。BSE特別措置法で、ことしの4月から実施する。あるいはできないところも、15年度中には体制整備をするということでございまして、各県に今お願いしております。体制整備をするための必要な死亡牛BSE検査のための施設整備、あるいはソフトの経費について助成をすることにしております。それと、引き続きBSEの検査体制のもとでの食肉センターにおける施設整備等について助成することにしておるところでございます。

めくっていただきまして、3ページでございますが、農薬の適正使用の推進ということで、農薬取締法を改正いたしましたので、それに伴う予算ということで、下の括弧に書いてございますけれども、補正予算で実は農家の方、あるいは業者の方々に対する講習なり情報提供、あるいは指導のための予算。それから、農家や都道府県で、残留農薬検査をしたいということであれば、その機器整備等の予算を措置したわけでございますけれども、引き続いてそういった指導とか研修のための予算を15年度も計上しているところでございます。

5で、従来からやっておりますダイオキシン、重金属、こういったものの調査、低減化対策についても引き続きやることとしております。

めくっていただきまして、4ページでございます。

野菜の関係でございます。野菜につきましては、ご案内のとおり、14年度から法律改正いたしまして、制度を強化したわけでございますけれども、引き続き、その制度の適切な運用をやっていくということでございます。

果樹・花き関係でございます。果樹につきましても、13年度から経営安定対策、温州ミカンとリンゴでやっているわけでございますけれども、その運用の見直しも含めまして、その制度の適切な実施、それから生産流通、市場拡大施策を引き続きやっていくということとしております。

5ページ目が飼料関係、えさ関係でございますけれども、引き続きこれも省力収穫利用体系の確立なり、稲発酵粗飼料、あるいは稲わらの利用の拡大、生産基盤の再編整備、こういったものを実施していきたいと考えております。

時間が詰まってきましたのではし折って申しわけございませんけれども、以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

少し予定の時間よりも、役所からの説明に時間を要しましたので、最初に申し上げました終了のめどの時間まであと10分ということなのですが、多少時間が長くなってもやむを得ないと思いますので、今のご説明を踏まえまして、どうぞ、ご自由にご意見あるいはご質問をお寄せいただければと思います。

畑江臨時委員 食品安全基本法の中でいろいろご説明いただいたんですけども、その中にある水産物の飼料のところですか。養殖業のえさとか、それから魚を加工するときも、安全性の確保というのは別のところでなさっているんですか。

総務課長 水産物につきましても、基本的には同じでございます。例えば、今度新しく消費・安全局ができますけれども、その中で、水産物も含めて同じ組織になります。具体的には、えさで大体同じ行政がやっておりますので、今度新しい局では、いわゆる農業関係と畜産関係でそれぞれ二つの課でリスク管理をやるんですけれども、そちらの畜産の方と一緒にやるということになっております。したがって、全体の食品安全委員会も含めまして、行政としては一体としてやるということでございます。

生源寺分科会長 よろしゅうございますか。そのほか。

増田委員 畜産について伺いたいんですが、ちょっと意見も言います。

消費が回復したというご判断と伺いましたけれども、これだけデフレ不況となってきましたと、そう簡単には回復していないんじゃないかと、ほかの鶏肉やなんかへ走る消費者の方が多くなっても、これはやはりBSEをきっかけにして、牛肉ではなくてもいいというふうに調理をする主婦などが知恵を働かせ始めているという感じがしておりますので、ちょっと状況は甘くないんじゃないかなという気がしております。

それから、表示なんですけれども、国産牛、和牛というラベルが、このところすっかり消えてしまったように思うんですが、ラベルというのはどういうことで決められて、あれは義務づけられているものではないのかなと思いますが、国産牛というのが、多分BSEが乳牛から発生したということで嫌ってしまって、あのラベルが店頭から消えたんじゃないかと思っております。最近、牛肉には全部産地名が書いた、山形牛とか仙台牛とか何かそういう表示のラベルが一番多いと思うんです。

これを機会に、やはりラベルというのを考え直す時期じゃないかなと私自身は思うんですが、和牛だって国産でしょうかと、BSE騒ぎのときに、私の周囲にそういうことを言っていた人がいるもんですから、ラベルの指導なんでしょうかと、あれは。別に法律で決められているものではないと思いますが、どういう方向に持っていこうというお考えなのか、伺いたい。

以上でございます。

生源寺分科会長 それでは2点、畜産企画課長の方からお願いいたします。

畜産企画課長 先ほど消費の件について、回復基調にあると申し上げましたけれども、資料にもありますように、3ページの下の方に、まだ完全には戻ってきていない。8～9割の水準というふうに申し上げたと思います。

個別に見ますと、確かにデフレの影響もありまして、和牛の高級肉ですか、A4とかA5と言われる非常に高級和牛の部分については、値段が必ずしも十分BSEでまだ戻っていないという状況がございます、結局その辺がデフレの影響になるかと思えます。

それから、家計消費のデータでも、8～9割という数字を申し上げましたけれども、完全にはBSE以前には戻ってきていません。これは分析はなかなか難しいんですが、BSEを契機として、絶対牛肉なんか食べないぞというような方も若干まだこの中には残っていらっしやると聞いております。そういう批判もまだ完全に消えていないのかと思えますし、先ほどのデフレの中での豚肉であるとか鶏肉だとかという代替関係、そういった問題

もあろうかと思えます。その辺は、もうちょっと落ち着いてくるまで、どの辺まで本当にちゃんと戻るのかどうか、様子を見る必要があろうかなという感じがしています。

それから表示の点、今手元に資料がないんですが、後で担当の方から補足させていただきたいと思えます。

食肉鶏卵課 食肉鶏卵課の伊藤と申します。

表示の問題でございますが、JAS法によりまして、国産であるか、輸入物であるかの表示というのは義務づけられております。あと国産にかえて、県産とか、もっと言えば銘柄的な名称とか、そういうものが、国産の表示の代替として表示していいよと。これは義務になっています。国産か輸入物か。輸入物であれば、輸入国を書きなさい、これは義務表示になっています。今言いましたように、国産牛の中でも県産の、例えばそれを書いてもいいということになっている。

一方、和牛という表示につきましては、公正取引競争規約というところで定めておりまして、黒毛和種、日本短角種、無角和種、褐毛和種と、この4品種でなければ和牛と表示してはだめですよという決まりになっております。

したがいまして、国産牛という名前が増田委員の方から減ったということでございますけれども、いってみれば、和牛に対応して国産牛というのが乳牛種だというイメージは実はあったわけですが、委員おっしゃるとおり、例えば山形 - - 山形というのはいいかどうかよくわかりませんが、例えば北海道産のホルスタインの牛肉が北海道牛とかというような形で出てくるというのは間々あるかと思えます。

ですから、決して国産牛の表示が減ってきたというよりも、何らかの表示がされていきますので、それがあつた意味ではブランド的というんですかね、地名的に県牛とかというふうになった可能性はあろうかと思えます。

それと、先ほどデフレの件で牛肉の話がございましたが、牛肉を家計消費で見れば85%ぐらいしかまだ回復していない。ただ、牛肉の消費自体が家計のみならず外食がかなりございます。全体の流通量を見ますと、インとカムで見なければいけないので、輸入量も含めた形で。それについても、やはり9割前後しかまだ回復はしていません。確かに、デフレの関係でいけば、BSEの代替として豚肉の消費量が飛躍的に伸びました。鶏肉も伸びました。しかしながら、その伸びた消費量も、家計消費から見ると、ちょっと鈍化傾向にあるのは事実じゃないかと思えます。

食肉全体がどうかということになってくるわけですが、家計消費等を見ると、今の段階

ですと、消費が落ちた牛肉が、豚肉、鶏肉に置きかわっているという感じはあろうかと思えますけれども、今後その辺も含めて注視していきたいと思っております。

生源寺分科会長 よろしゅうございますか。ご意見にわたるところにつきましては、こういった問題の提起があったという形で受けとめさせていただきたいと思えます。

そのほか、いかがでしょうか。

内藤臨時委員 3点にわたって聞きたい点があります。まず、生産物イコール食品ではないという点です。食品の素材として農産物が生産されているというふうに思うんです。例えば、卵は即、商品となりますが、加工品となりますと、その加工方法を通して我々消費者の口に入ります。この視点から意見を述べたいんですが、今、いろいろ法律が考えられているというご報告で、前向きに、私も非常にいいものだと考えています。しかし、何か生産分野側だけは義務づけられて、厚生省側の方は努力項目であるという報道が見受けられますが、実態はどうなのでしょう。また、先ほどご説明の食品安全基本法にもあるのですが、食品衛生法との整合性ということがいろいろ書かれていますが、具体的にどうということなのか、何か事例があったら教えていただきたい。

第2点目は、牛肉のトレーサビリティの件ですが、非常にいろいろな本なりいろいろなところでいろいろな側面から書かれているんですけども、私はトレーサビリティの限界を消費者に正しく伝えるべきだろうと思えます。今の報道の内容を見るとあたかもすべてができるんだと思われるようなものになっていると思えます。先ほどのご説明では、ミンチなり細切れなどについてはできませんというものでした。あるいは牛乳の場合でも現状ではできないはずで、そういうことになりますと、我々消費者サイドに立ちますと、安全性等があらゆるもので確認できるようなシステムができるんだと、こう勘違いされる部分があるんで、やはり国としては正確に、トレーサビリティの限界について消費者に正しい情報を伝えるべきであると思えます。その中で、最大限どう努力するのかということの問題提起すべきではなかろうかと思えます。

先ほどの家畜のえさの問題についても、情報提供をしていくということでありましたが、どこまで正確にえさの問題が消費者に伝わるのか疑問です。そのえさがつくられる過程でどういう農薬などが使われてできたのか、どういう条件下でできたのかというところまで追求された場合に、本当にそれは可能なのかどうかというふうに思いますので、限界というものを正しく伝えるべきではなかろうかと思えます。

第3点目は、先ほどご説明のあった組織再編の問題です。決して否定する立場ではござ

いませんが、例えば、衛生課の問題です。BSE絡みがありまして、私どもの聞くところによりますと、生産局畜産部の衛生課が安全局の方に移る。これについては、さまざまな理由があるんだろうと思いますが、生産行政の立場から衛生問題を今後どうするのかという部分が残るのではないのでしょうか。特に、畜産の面においては、今、生産コストの低減等努力が求められておりますが、やはり衛生分野での努力こそが、生産コストを下げる大きな要因になっているという視点から考えますと、やはり生産行政の立場から衛生問題等を今後どうするかということをお聞きしたいと思います。

生源寺分科会長 3点で、2点目はどちらかといいますとご意見というような形かと思えますけれども、特に第1点目の生産の領域と食品の境界、あるいはその扱いの多少の差のような話でございますけれども、まず、この点について部長。

畜産部長 畜産部長でございます。遅れてまいりまして大変失礼をいたしました。

今、内藤委員からのお尋ねの件でございます。

厚生労働省関係の法改正の内容という点につきましては、また別途資料なり等整えたいと思えますが、やはり厚生労働省も、食品衛生法の改正等を予定されていると伺っております。

それから、トレーサビリティの中身なり限界なりといった点は、ご指摘のとおりであろうと思っております。これにつきましても、情報を的確に出していかなければいけないと思っておりますが、1点、えさ等の使用状況についての情報につきましては、法律事項ということではなしに、やはりこれを法律で全部の牛に対して、飼料の使用状況等の情報、これは非常に大きな、大変情報量の多過ぎるような情報ということになりますので、法律事項ということではなしに、そういった情報を届けたいという、そういった生産者、あるいは生産者団体、そういったところがトライする分については、それを支援しようということございまして、これらにつきましても誤解のないように、また、情報提供が適切に運用されるように私どもとしても指導監督をしなければいかんというふうに思っております。

それから、家畜衛生の分野が新たな消費・安全局に移った際の畜産の安全確保という点かと思えます。畜産のこういった伝染病の防除、あるいは使用衛生という点について、確かに、今は生産と一体となって同じ畜産部の中で行政を行っているわけでございますけれども、今回からは、畜産部は生産振興という観点から、衛生というものを無視して行うということではなしに、当然ながら、衛生ということについて、家畜防疫なりということをして

当然踏まえながら生産を進めていく。その具体的な生産衛生なり、あるいは家畜衛生の進め方ということについては、畜産部は考えながら行いますけれども、それに対する指導を新たな局の方から強くやっていただくというようなことでございまして、あくまで組織的には二つの局にまたがることとなりますけれども、不即不離の関係。畜産という点から考えれば、一つの農家サイドから考えれば、全く分離できない話でございますので、両局から、お互い二人三脚でもってこれを指導していくという体制になるというふうにご理解をいただきたいと思います。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

よろしゅうございますか。特に、厚生労働省と農林水産省の制度の扱いの温度差といえますか差については、いずれ資料なりを出していただいてということになるかと思いますが。

総務課長 1点だけ。少なくとも、牛のトレーサビリティ法案につきましては、別に生産者だけということではございませんで、流通段階等々に、もっと言えば外食屋さんも含めまして義務づけをという制度でございまして、食品衛生法の一般の世界の中でどうやっているかとは別に、こういった個別の特に必要だと、消費者の皆さんのご指摘を踏まえて、個別具体的な法体系の中では同じような扱いにするということで計画しているところでございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

そのほかに、いかがでしょうか。

豊田委員 今の点に関連して、一言あるんですがございますけれども、トレーサビリティというのは、消費から生産、原料にさかのぼって生産履歴を究明するというところでございますけれども、ヨーロッパの学会等の議論を聞いておりますと、やはりトレースしても、それぞれの取引主体の責任ですとか責務があいまいであれば、そのトレースが余り意味がないということで、やはり世界の主流としては、欧州的なトレーサビリティと米国の考えているリアビリティをどう統合するかというのが非常に重要なポイントになっていると思うんですが、そういう意味で、食品安全基本法の責任・責務という、この条項が具体的に生かされることによってトレーサビリティのシステムがより有効性を持ってくるんじゃないかと思われまので、その辺のより詰めた議論が今後必要ではないかと思えます。そういう意味では、行政だけではリアビリティを確保できませんので、市民社会がそれにかかわってくるかという市民省活力を、コミュニケーションの情報提供の段階だと思

ますが、むしろカンチコストを市民社会が負担するようなシステムが今後どうふえてくるのかということも重要ではないかと思えます。

もう一つ、このBSEと無登録農薬問題、いずれもグローバル化によって発生したという、生産資材の輸入がそこに絡んでいると思いますので、生産局としてもそういう輸入問題にどのようにアプローチしていくかという手法を、植物防疫がほかの局へでていくんだとしますと、その辺もやはり考えていかなければならない課題になってくるのではないかなと。

さらに、最後にあれですけども、今、EUでは環境税がかなり導入されまして、その一環として、環境税が高領域化して、農薬税が導入されております。農薬税という形で国民の健康や環境に賦課を与えるものに対するチャージを行うという思想が大分広がってきております。食料・農業・農村基本法でも、農薬の適正利用というのを出しておりますが、あるいは家畜排せつ物法による堆肥の利用等、相当進んできておりますが、それをさらに経済政策としてどのように農薬、過度に依存するものから持続型農業に展開していくかという政策について、そろそろ用意する必要があるのではないかなと思っています。

ちょっと長くなりましたが。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。貴重な知見、あるいはご意見をありがとうございました。

何か役所の方でございますか。輸入については、きょうもえさ等について制度改正の紹介がございましたが、何かございますか。

総務課長 その輸入問題が非常に重要だということ、実は私ども正直言いまして、農薬もそうなんですけれども、個人輸入されるということを想定しておりませんでした。したがって、農薬も動物性医薬品につきましても、業としてやっておられる方を取り締まる方向でございました。農家も大型化されて、よりコストの安い資材を世界レベルで探すという時代になっておりますので、まさにここは制度が現実に追いつかなくなっているということでございます。でも、今回、そこは手当させていただく。これは私どもだけではなくて、実際、業務になっております税関の方ともよく相談しながらしり抜けにならないように、実務面でも今後とも努力していきたいと考えております。

そのほか、植物防疫とかいろいろ問題はございますけれども、局が分かれましたも、当然ながら、生産、国内の農業、あるいは食を守るという目的が変わるわけではございませんので、連携をとりながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

犬伏臨時委員 すごく基本的というか幼稚な質問なんですけれども、飼料の輸入なんです。有害な飼料の輸入はできないようにするとお話しになっていたようですけれども、BSEの感染経路のところを見ますと、例えば、加熱処理が不十分だったための肉骨粉、あるいは代用乳とされていた動物性油脂も、今まで五つの部門というふうに言われていたんですが、動物性油脂というところも、もしかしたらという部門になっているわけですね。そうなりますと、こういうものも不安全、不安心ということで、有害な飼料というふうに指定されるのでしょうか。有害な飼料という部分は、どのようにされたいのかということ。

総務課長 実は肉骨粉につきましては、既に今回の法改正以前の問題として輸入を止めております。これは、飼料の安全と申しますか、飼料安全法の世界というよりも、むしろ家畜伝染病予防法の方で家畜に病気を及ぼすおそれがあると、そちらの方で対応しております。今後ともそちらの方で対応したいと思っております。

私が有害な飼料云々と申し上げましたのは、飼料につきましても、特におそれがあるものについては、規格を決めたりしてやっておりますが、想定されるのは、規格はあるんですけれども、工場の製造過程に問題があったとか、あるいは海外で異常気象があって、カビ毒が発生して、そういったものがまざっているおそれがある。そういったものを的確に止めるような規定ということで想定しております。

今委員のおっしゃいましたようなものにつきましては、家畜伝染病予防法の方で、ある意味じゃもっと強烈なと申しますか、規制でやっていくという整理にしております。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、梅津委員。

梅津臨時委員 生産部会ということですが、私は今は野菜をつくっているんですが、実は、トレーサビリティと、例えば生産という観点から見ると、非常に相反して、片側でコストを抑えなければいけないんだけど、片側でコストが上がるのが一緒に書かれているわけですね。我々が物を販売していて、ほとんど農家側がやらなければならないことにイメージとしてなっている。先ほども委員さんのお話、何人が聞いていますと、お米、牛乳というまぜてタンクの中にためるといふものはトレースできませんよね。そのトレー

スできるものとできないものをいち早く表現しなければいけないんじゃないかと。だから、逆になおさら進まないみたいなのが非常に現場としてある。ここまではできるということと、ここからは無理だと。

それと、いつも言うんですが、それだけやるんだったら、コストが上がりますという話を、どこまでいっても下げろじゃなくて、上がっても構いませんかという話を片側につけなければいけないと思うんですよね。だからトレースで、例えば分析して、今、農薬分析をすると、1件当たり10万ぐらいかかる。それが、基本的に今のところ生産者持ちなんですよ。だから、相当機械の整備だとか何かを各県だとか何かに置かないと、今まで1検体やると10万かかって、五つやったら50万ですから、恐らく小さな農家とか、農協の中の1サンプル取ったぐらいでいいのかという話が具体的にすぐ出てくると思うんですよ。だから、相当システムチックに検査をやる体制というのをいち早く引いてもらいたいかなという気は非常にしますね。あとは使う側ですか、そっちの教育がものすごい必要かなみたいな。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

今の点につきまして、何かございますでしょうか。

総務課長 まさに、実は今まで私どものリスク管理が不十分だったということもあわせて、直接お話がぴったり合うかどうかはわかりませんが、今みたいなお話のように、どこまでやって、そうするとリスクはどれぐらいになるとか、あるいはコストがどれだけかかるかと、そういったいろいろなすべての情報をきちんと整理して、消費者の方、あるいは生産者の方を含めて、ちょっと無責任な言い方で申しわけないんですけども、ご判断いただくと、こういった視点が今まで足りなかったんだろうと思うんです。まさに、先ほどリスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションと、この三つが今後三本柱で出ていく。まさに一番最後に申しましたリスクコミュニケーション、これに類する話が一番不十分だったと思っております。したがって、そもそもリスクがどれだけ確率であるのか。それをクリアするためには、リスクはこれだけなのに、ここまでやればどれぐらいコストがかかるのかと、そういったことを徹底して、皆さんの議論の中に資料を出して話していくということになると思います。今、直接そのものではないかもしれませんが、そういった視点を今後私どもの生産部局、リスク管理部局に分かれますけれども、よく相談しながら情報を提供して、消費者の方々にもご理解いただきながら進めていく必要があるかと思っております。まさに、非常に貴重なご指摘だと思います。

以上です。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。予定の時間を少しオーバーしておりますけれども、何かございますでしょうか。ないようでしたら、次回以降にまたご発言いただくということで、本日は以上で質疑は終了いたしたいと思います。

次回以降の分科会についてでございますけれども、本日、委員の皆様方から承りましたご意見等を踏まえて調査、あるいは審議を進めてまいりたいと考えております。

なお、当面、この分科会全体としての案件はないと聞いておりますが、開催に当たりましては、委員の皆様方のご都合を伺った上で、事務局からご案内を差し上げることにいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午前 11 時 52 分 閉会